



大切なペットと一緒にご帰国

ペットの輸送について

日本に犬、猫とご一緒に帰られるご予約の皆様へ

日本の動物検疫所は日本への狂犬病やレプトスピラ病（犬のみ）などの侵入を防ぐために、犬、猫の輸入検査を検疫制度に基づいて行っています。この審査には必要とされる証明書や条件がいくつかあり、完備していれば当日の入国手続きだけで済みますが、不備が見つかったら日本到着後に係留検査が必要になります。（最長で180日間）係留検査は、犬・猫を人や他の動物と隔離し病気の有無を調べるため、動物検疫所以外での係留が認められていません。係留費用等は飼い主様の負担となり、係留される犬・猫達にとっては家族と離れた不自由な条件での生活は健康上、大きな負担となることでしょう。米国ヤマト運輸では、日本へご帰国する時に備えて大切な家族の一員であるワンちゃん、ネコちゃん達が皆様と一緒に速やかにご帰国できる様、お早めに準備することをお勧めしております。準備は8か月～10か月程の期間と、検査などの費用も掛かりますので計画的にとりかかりましょう。

このご案内は指定地域以外からの輸入案内となります。

ハワイ・グアムからの輸入案内については[動物検疫所のホームページの指定地域からの輸入](#)をご覧ください。

各準備や手順は下記をご参考ください。

ただし、動物検疫所の情報は予告無しに内容が変更や削除されることもありますので、常に[動物検疫所のホームページ](#)をご参照していただき、事前に到着空港（帰国時に入国する空港）を管轄する[動物検疫所](#)と必ず連絡をお取りいただき、アップデートの情報をご確認ください。



知っておきたい帰国前準備の大事なポイント

- ・ 飼い主様と一緒に帰国するには、帰国の8か月以上前から準備を始める必要があります。
- ・ 犬、猫にマイクロチップを装着（埋め込む）する必要があります。 **1**
- ・ 生後91日目以降に2回の狂犬病予防接種と、抗体価検査をする必要があります。 **2～3**
- ・ 抗体価検査のための血液採取後、ご帰国まで180日間の待機期間が必要です。 **4**
- ・ 到着空港を管轄する動物検疫所に、ご帰国40日前までに届け出をする必要があります。 **5**
- ・ ご帰国直前に犬、猫の健康検査を受け、すべての必要書類を揃えて、獣医師の署名やUSDA（米国農務省）の裏書をもらう必要があります **6～8**

準備の流れ

最短で約8カ月～10カ月程を目安にしてください。

(ご注意：ワンちゃん・ねこちゃんの健康状態により、この期間は長引くことも考えられます。)



1 マイクロチップの装着



日本へ輸入される犬、猫はマイクロチップによる個体識別がなされていることが条件とされていますので、アメリカから日本へ帰るワンちゃん・ネコちゃん達は帰国準備の一番最初にマイクロチップ装着が必要です。

マイクロチップは個別の個体番号が記録されている電子標識器具で背中首、肩あたりの皮下に埋め込みます。施術には麻酔は必要なく普段の予防接種のように簡単に行われるようですが詳細については、お近くの獣医師にご相談、お問い合わせください。

日本の条件ではISO規格（11784及び11785）のマイクロチップを推奨していますが、それ以外のマイクロチップを装着している場合には、日本到着後に動物検疫所の輸入検査時で個体番号が読み取れることが重要です。到着予定港の動物検疫所に読み取り機があることを確認してください。到着予定港の動物検疫所にて読み取れないマイクロチップを装着している場合は、そのチップの読み取り機を購入して持参する必要がありますので、必ず事前にご確認ください。

アメリカでは下記の2種類が一般的に利用されているマイクロチップです。

1. Destron社 Home Again (10桁)
2. AVID社 AVID FriendChip (9桁)

上記、2社のものは日本の動物検疫所にて読み取り機を準備しているようですが、到着予定港の動物検疫所に読み取り機があることを事前に確認をしてください。

2-1 1回目の狂犬病予防注射(Rabies Vaccination)の接種



- ・マイクロチップを装着後、(生後91日以降)1回の狂犬病予防注射を接種します。
- ・1回目の接種は、マイクロチップ装着と同日に行うことが可能です。
- ・一回目の接種日を0日目として、30日以上の間をあけてから2回目の接種をしてください。
- ・マイクロチップ装着前に狂犬病予防注射を接種している場合は、動物検疫所にご相談ください。

2-2 2回の狂犬病予防注射(Rabies Vaccination)の摂取



マイクロチップを装着後、2回の狂犬病予防注射を接種が必要になります。生後91日以降に1回目の狂犬病予防注射接種後、有効期限内に30日以上の間をおいて2回目の予防注射の接種が必要となります。狂犬病予防注射は不活化ワクチン（Killed Vaccine）または、組み換え型ワクチン（Recombinant Vaccine）であることを獣医さんに確認して狂犬病予防注射を受けるようにしてください。

- ・ 国際獣疫事務局（OIE）の基準を充たした不活化ワクチン、遺伝子組み換え型ワクチンのみ認められています。
- ・ 組み換え型ワクチンを接種した場合には、製造会社名、製品名をご確認後、動物検疫所に連絡が必要。
- ・ 生後90日目以下（生まれた日を0日と数えます。）子犬の狂犬病予防注射は **カウントされません。**
- ・ **マイクロチップ装着前に狂犬病予防注射を接種している場合は、動物検疫所にご相談ください。**

例1:【2011年10月3日】

前回の狂犬病予防注射の接種、有効期限1年。*1回目にカウント

前回の狂犬病予防注射の有効期限内であり、接種日より30日以上の間をおいている条件に当てはまります。

【2012年9月3日】

帰国の準備開始のため、狂犬病の抗体検査の採血前に2回目の狂犬病予防注射の接種。

狂犬病予防注射の接種 有効期限3年。*2回目としてカウント

採血日と2回目の狂犬病予防注射が同日でも認められていますが、より確実な抗体価を得るためには予防注射接種後、20日~30日以上経過してからが良いとも言われています。個体差もありますので 獣医さんにご相談ください。

例2:【2009年2月1日】

前回の狂犬病予防注射の接種、有効期限3年。

【2012年2月9日】

帰国準備のため、狂犬病の抗体検査の採血前に2回の狂犬病予防注射の接種が必要となったが、前回の狂犬病予防注射の有効期限が過ぎてしまっていた。

狂犬病予防注射の接種。*1回目としてカウント

2回目の狂犬病予防注射の摂取は、1回目の狂犬病予防注射摂取日より30日以上の間をおいてから。

【2012年3月15日】

狂犬病予防注射の接種、有効期限1年。*2回目としてカウント

(同日に抗体検査のための採血は可能です。)

日本到着前に狂犬病予防注射の有効期限を過ぎてしまう場合は、有効期限内に追加接種が必要です。

3 血液採取+狂犬病の抗体検査

日本へ輸入する際に必要な、2回の狂犬病予防注射の接種後、狂犬病の抗体検査を受け、その結果、免疫に必要な抗体価が0.5IU/ml（血清1mlあたり0.5国際単位）以上であることが求められています。

- この処置については、お近くの、またはかかりつけの獣医さんにご相談下さい。ワンちゃんの血液を採取し、獣医師より日本の農林水産大臣が指定する米国内の指定検査施設に送られ、血液の検査が行われます。
- 採血はご帰国日から逆算して180日以上前に行う必要があります。採血後のアメリカでの待機期間が180日に満たない場合、[180日—アメリカ国内待機期間]に該当する期間を、日本の動物検疫所（成田など）で係留されることになります。（採血日を0日目として数えます。）

日本の農林水産大臣が指定する米国内の指定検査施設（獣医師から検体が送られる機関）は現在下記の1機関です。*一般の方用。

Kansas State University Rabies Laboratory

2005 Research Park Circle, Manhattan, KS 66502

Tel: 785-532-4483 Fax: 785-532-4474

Email: rabies@vet.k-state.edu Web: www.vet.k-state.edu/rabies

- 抗体検査に関する詳細や必要書類を動物検疫所のウェブサイトからダウンロードをして獣医師にお持ち下さい。
 - 処置を行った獣医師に必要事項を記載してもらい、採血した血清と一緒に指定検査施設が指定する方法で送付してください。
- 獣医さんが指定検査施設に送る前に、マイクロチップの番号、予防接種日などの記載事項に誤りが無いかどうか必ず確認をしてください。獣医さんの手書きの文字に誤りがあつたり、読みにくい場合もありますので全ての内容が正しいこと、はっきり読み取れることを確認すると良いでしょう。
- 狂犬病の抗体検査結果の有効期間は採血日を0日目として2年間です。有効期間内に日本に到着しなくてはなりません。有効期間を過ぎてしまった場合、再検査が必要です。
 - 2回目以降の狂犬病抗体検査について、以前は狂犬病の抗体検査の有効期間内に再検査のための採血を行わなければ輸出で再度180日待機をしなければいけませんでした。輸入検疫制度が改正され、一定の条件を満たせば、有効期間を過ぎてから採血しても、再度180日間待機をすることなく日本に輸入できるようになりました。詳細については動物検疫所のサイトにてご確認ください。

4 輸出国での待機期間(180日)・必要書類の準備

狂犬病の抗体検査のための採血日から起算して帰国日までの間に180日間、アメリカ国内での待機期間が必要です。(採血日を0日目として数えます。)アメリカでの待機期間が180日に満たない場合は該当する期間、[180日ーアメリカ国内待機期間]を、日本到着後に動物検疫所で係留されることとなりますのでご注意ください。

■ この待機期間に動物検疫所に提出する必要書類の準備・確認を済ませ、フライトのご予約や、獣医とご帰国直前の健康検査の予約等にとりかかり、準備についての不明点の問い合わせ等も済ませておきましょう。

■ 日本入国時の必要書類を正しく作成し、準備しておきましょう。

1. Form A (動物検疫所の推奨証明書様式)

2. Form C 1/3, 2/3, 3/3 Pages (動物検疫所の推奨証明書様式)

Form Cはご帰国直前の健康検査の際に獣医が記入、署名しますが、あらかじめわかっている情報はタイプなどをして準備しておくとい良いでしょう。

動物検疫所の推奨証明書様式のForm A, Form Cは [動物検疫所のサイトからダウンロードしてご利用ください。](#)

*日本入国に必要な証明事項が全て書かれていれば、Form A, Form C 以外の証明書様式でも問題ありませんが、Form A, Form C は必要事項を網羅するよう作られていますので、こちらのご利用をおすすめ致します。

3. 輸入検査申請書 (日本へ到着時すぐに必要です、記入を済ませておきましょう)

[輸入検査申請書は動物検疫所のサイトからダウンロードしてご利用下さい。](#)



[動物検疫手続電算処理システム \(ANIPAS\)で届出をしている方は届出データを利用してANIPASで申請することができます。](#)

■ フライトのご予約には、各エアラインでは輸送の際の条件、クレートの大きさ、料金などが異なりますので、ご利用になるエアラインに詳細を確認後、準備をしてください。

(ご注意：一部のエアラインにて、ワンちゃんは犬種により輸送できる期間に制限があったり搭載できない場合があるようですので、ご予約の前に必ずご確認ください。)

輸送時のフライト中の状況に備えて、食事やトイレの制限等の訓練をすると良いでしょう。フライト時間や個体差がありますが、普段と違う様子に怖がるワンちゃん、ネコちゃんもいるかもしれません。空港までの往復を何度かドライブするなどして、空港までの道のりに慣れさせるのも良いかも知れません。



輸送にご利用になるクレートやバッグは早めに決めて、ワンちゃん・ねこちゃん達が中で落ち着いて過ごせる様、練習をさせてあげましょう。

5 日本の動物検疫所に事前届出

日本に到着する40日前までに到着予定空港の動物検疫所に帰国日、ペットの処置状況や飼い主の連絡先等の届け出を所定の申請書「届出書」に記入をし郵送、FAX、オンラインのいずれかで提出をします。

- 届出書の帰国日については、届出後も変更ができますので帰国日がはっきりしていない場合には、およその帰国予定日を記入し提出、後日、帰国日が決定した際に所定の「変更届出書」にて必ず動物検疫所に連絡をしてください。
- 所定の「届出書」「変更届出書」は動物検疫所のサイトからダウンロードしてご利用下さい。
(各届出書の記入例は[動物検疫所のサイト](#)からご覧ください。)



各フォームはこちらからダウンロードしてください
↓↓↓

動物検疫所
Animal Quarantine Service

オンラインで届出
ANIPAS
動物検疫検査手続
電算処理システム
ご利用は[こちらから](#)

- 届出書が受理されると、「動物の輸入に関する届出受理書」が交付されます。この届出受理書に付される受理番号を、各提出書類（Form A、Form C）への記入、輸入検査申請時に必要となります。また、この届出受理書は航空会社、または輸送機関等へペットを搭載する時に提示する必要がありますので、日本へご帰国になるまで、大切に保管してください。

この届出を到着予定空港の動物検疫所に提出する際に事務所の場所なども確認しておくとい良いでしょう。

6 健康検査

健康検査は出来るだけご帰国直前に（ご帰国日の2～7日前を目安）獣医師によって行ってください。狂犬病（犬は、狂犬病とレプトスピラ症）にかかっていない、またはかかっている疑いがないかどうか、獣医師による臨床検査を受け証明書を獣医師に作成してもらいます。

- 必要となる書類は指定地域以外（米国）から輸入される犬等の推奨証明書様式の様式A(Form A)と、様式C(Form C)の2種類です。
- Form Aは、お客様本人が記入。Form Cは、獣医師が記入、署名をします。どちらのFormとも、完成後にUSDAの裏書（エンドースメント）を取得する必要があります。これらの書類に不備が無いことを獣医師の元で確認してから、裏書を取るようにしてください。（裏書については **8** 参照。）
- 作成・記入はパソコンまたはペンで行いましょう。鉛筆等の消去可能なものでの記入は認められません。
- 記載事項を訂正する場合は、二重線で削除し、USDA検査官の訂正印又は、サインを添えてもらいます。修正液の使用は認められません。
- この健康検査の際に、健康管理の観点から狂犬病以外の予防注射や、寄生虫駆除などを実施しておくことが動物検疫所からも勧められています。これらの実施については個体差がありますので、かかりつけの獣医さんにご相談下さい。（実施した処置の詳細は、Form Cに記入してもらいましょう。）
 - ・ 予防注射例（ワンちゃん）：ジステンパー、伝染性肝炎、パルボウイルス感染症の3種混合ワクチンなど。
 - ・ 予防注射例（ネコちゃん）：猫ウイルス性鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症、猫汎白血球減少症の3種混合ワクチンなど。
 - ・ 寄生虫の駆除：外部寄生虫（ダニやノミ）、内部寄生虫（線虫類、条虫類）これらの寄生を認めないことを確認し、効果のある薬剤の投与を実施しておくことが動物検疫で勧められています。

到着予定港の動物検疫所でもForm A, Form C に間違いや足りない情報などがある場合、訂正する箇所を指導してくれますので、USDAの裏書を取る前にFAXや、メールなどで確認をしてもらうことをお勧めします。

7 日本到着時の動物検疫所に提出書類の確認・連絡

全ての書類の準備が整いましたら、到着予定港の動物検疫所へご出発の4日～2日前までに到着空港の動物検疫所へ届出の受理番号、利用航空会社、便名、到着空港、到着時刻、などを動物検疫所へ連絡をします。書類に不備がないか再確認することをお勧めいたします。

ペットを輸入する全ての方の必要書類

- 輸出国政府機関発行の証明書：動物検疫所からの推奨証明書様式、Form A, Form Cの原本
(裏書が必要です。詳しくは **8** を参照)
- 狂犬病の血液抗体検査結果の原本 (FAVN REPORT FORM/Kansas州立大学発行のもの)
- 動物の輸入に関する届出受理書 (届出書を提出後、到着空港の動物検疫所から発行されるもの)

必要とされる方のみ、追加書類

- (狂犬病抗体価モニタリング調査にご協力される場合は) 狂犬病抗体検査同意書
- 輸出検疫証明書原本 (ORIGINAL)
(日本からペットを連れてきた場合のみ帰国時に必要。日本出国時の輸出検査を受けた動物検疫所で発行されたもの)

8 USDAにて必要書類に裏書取得(要予約)

健康検査が終わり、FORM A、FORM C、その他の必要書類の準備が済みましたら、お近くのUSDA(米国農務省) オフィスに出向きに裏書(エンドースメント)を取得します。事前に予約が必要ですので、出向くUSDAオフィスへご確認ください。

- 裏書(エンドースメント)とは、米国政府機関(USDA-APHIS-US)の検査官の直筆サインと公印。

お近くのUSDA (United State Department of Agriculture) オフィスは、[USDAのウェブサイト](#)からご確認ください。

- USDA (米国農務省) の裏書(エンドースメント)が必要な書類
 - ・輸出国政府機関発行の証明書(推奨様式FORM A, FORM C)
 - ・狂犬病の抗体検査の結果通知

9 (ご帰国日)搭乗航空会社へ「同意書」提出・出発

- ご帰国当日、チェックインの際に各航空会社所定の「同意書」に署名をし提出します。「同意書」の内容は事前に確認しておくことをお勧めします。
- チェックインの際に到着予定空港の動物検疫所から発行された「届出受理書」の提示を求められることがございます。動物検疫所に提出するものとは別に、Copyを一部、準備しておくことをお勧めします。

当日空港に到着後、出国空港にて検疫検査を受けるとクレートには検疫済みのシールが貼られ、日本へ到着するまでワンちゃん、ねこちゃんを外に出すことはできませんのでチェックインの前にトイレを済ませてあげると良いでしょう。ワンちゃん、ネコちゃんをチェックインさせる際には、「すぐに会えるよ」などと、いつもと変わらない態度で不安を与えないようにしてあげましょう。

10 日本到着時、動物検疫所にて輸入検疫、輸入検査申請書の提出

- 日本到着時には下記の書類一式を動物検疫所に提出。
 1. 輸入検査申請書
 2. 輸出国政府機関発行の証明書：動物検疫所の推奨証明書様式、Form A, Form Cの原本
(裏書が必要です。裏書についてはを **8** 参照)
 3. 狂犬病の抗体検査結果の原本 (FAVN REPORT FORM/Kansas州立大学発行のもの)
 4. 動物の輸入に関する届出受理書 (届出書提出後、到着空港の動物検疫所から発行されたもの)
- 必要書類を提出し輸入検査を受けます。(この申請は動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) を利用して事前に行うことも出来ます。)

[動物検疫検査手続電算処理システム \(ANIPAS\) はこちらから](#)

- 到着空港の動物検疫所にて、輸入検査 (マイクロチップの読み取り、証明書及び健康状態の確認) が行われ、条件に適合することが確認されれば輸入検疫証明書が発行されます。条件を完備したワンちゃん、ネコちゃんは通常短時間で検査終了となり、ご家族と一緒にご自宅へ帰ることができます。
証明内容に不備がある場合や、狂犬病、又はレプトスピラ症 (犬のみ) を疑う症状を示した場合長期間 (180日以内) の係留検査が必要となります。
(ご注意: 係留検査を受ける場合は、係留中の飼養管理や費用は飼い主の負担になります。事前に動物検疫所と飼養管理方法をよく打ち合わせておきましょう。
係留検査の解説は[動物検疫所のサイト](#)をご参照下さい。
(日本到着後の輸入検査→係留期間中の飼養管理)